

障害者差別解消法 札幌市立学校職員における対応要領

1 対応要領策定の背景

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」平成28年4月施行

⇒地方公共団体は、障がい者を理由とする差別の解消を推進する対応要領を策定するよう求められている。

(対応要領：学校等の教職員の教育活動において、適切な判断に資するように理念・事務手続きを定めるもの。)

2 対象とする範囲

- 学校種

札幌市立の幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

- 対象とする子ども

障がいに起因して生じた**社会的障壁**（*1）について、障害者差別解消法の仕組みに基づき、学校等に対して解消を求める者。*1 子どもの障がいにより、学校等における教育活動全般に**十分参加できないこと**

3 「合理的配慮」の考え方等

- 考え方

障がいのある子ども及び保護者から、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備についての相談があった場合に、

- 障がいのある子どもの性別
 - 年齢
 - 障がいの状態
- 等 } に応じ、学校等に過重な負担のない範囲で、[参加]の機会を確保するための変更・調整を行うこと
 「合理的配慮」を長期的な視点からの支援に役立てることも大切)

- 流れ

- ①障がいのある子ども及び保護者からの相談
- ②子どもの障がいの有無と参加ができているかの確認
- ③保護者との話し合いで、合理的配慮の内容を検討
- ④合理的配慮を実施
- ⑤必要な場合は、合理的配慮を変更・調整し、実施

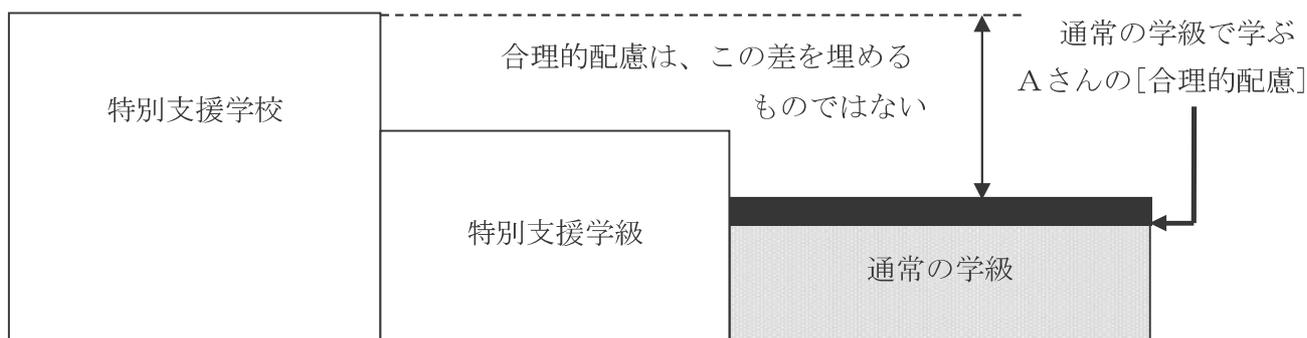
- 「過重な負担」の判断要素

- ①教育内容・方法に対する影響や負担の程度
- ②教職員等の人的・体制上の影響や負担の程度
- ③費用の程度

《求められる姿勢》

- ・学びの場・育ちの場である学校等においては、障がいの有無に関わらず全ての子どもの学びが保障されるという視点に立って、判断をしていくこと
- ・過重な負担に当たると判断する場合には、その理由を説明し、代替案を示して合意を得られるようにすること

《事前的改善措置（*2）の量的相違とAさんへの合理的配慮》

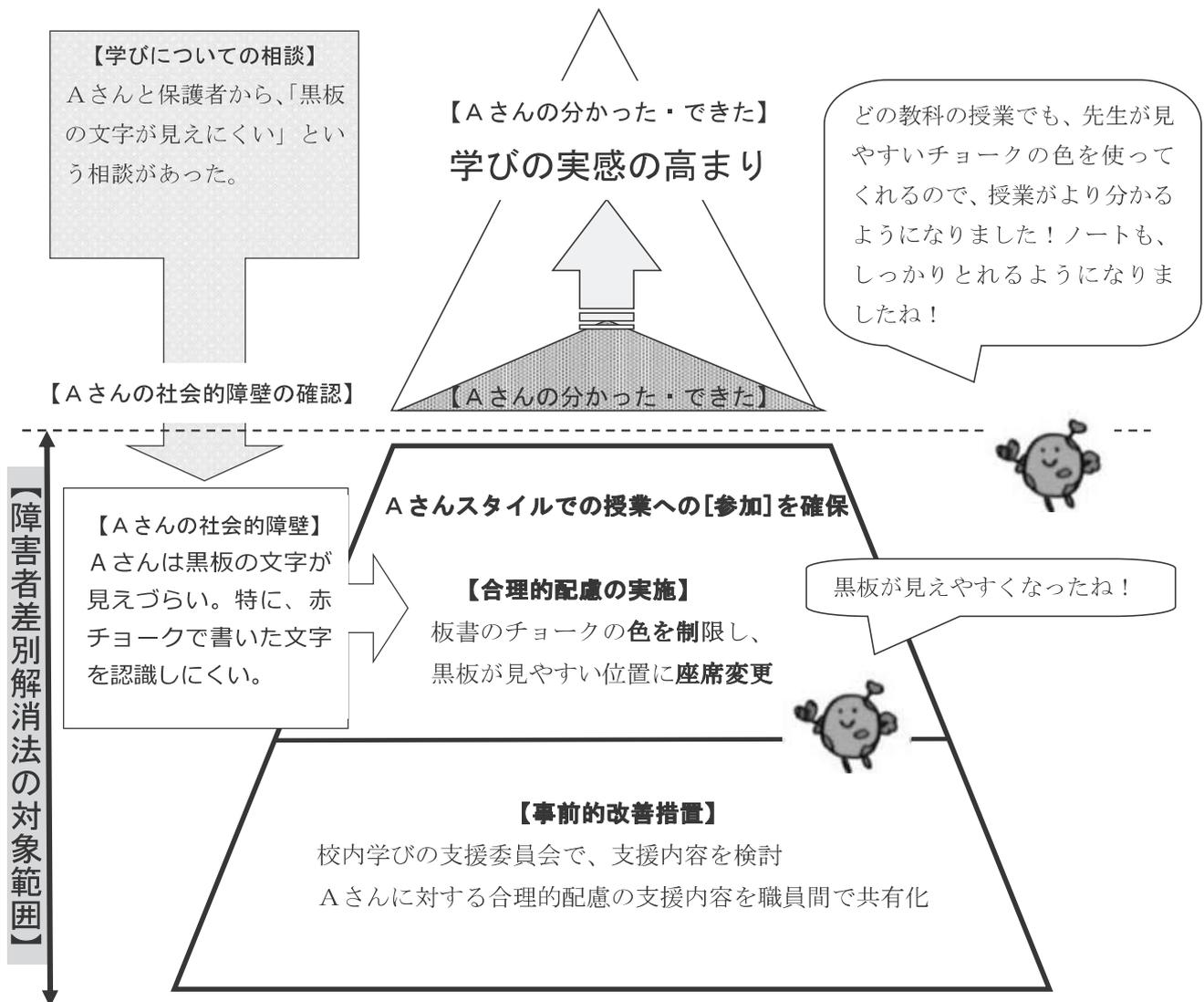


- *2 障がいのある子どもに、合理的配慮を的確に行うため環境を整備することであり、学校等が整備するものだけでなく、学びのサポーター活用事業のように教育委員会が整備するものも含まれます

札幌市立学校職員における対応要領

○合理的配慮の例

中学生Aさん（視覚障がい（弱視）があり、単眼鏡とルーペを使用）の場合



4 「不当な差別的取扱い」

障がいのある子どもに対して、正当な理由なく、障がいを理由として

- 教育機会の提供を拒否する
 - 教育的な支援及び合理的配慮等の提供にあたって場所・時間等を制限する
 - 障がいがない子どもに対して付さない条件を付けること 等
- 権利利益を侵害することを禁止

なお、正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと客観的な事実によって裏付けられるものは、不当な差別的取扱いに当たらない。

(通知)

札幌市立幼稚園長 様
札幌市立学校長 様

札幌指第1227号
平成15年10月14日

札幌市教育委員会
教育長 松平英明

札幌市立幼稚園・学校における特別支援教育の推進について（通知）

障がいのある幼児児童生徒については、自立や社会参加に向けて、一人ひとりのニーズに応じて支援を行うことが重要であるとの考え方に基づき、今年3月に「札幌市特別支援教育基本計画」を策定しました。その重点の一つとして、札幌市学びの支援プランに基づく継続した相談・支援を充実するため、各幼稚園・学校が札幌市教育センターにおける教育相談や札幌市学びの支援委員会と連携して、子どもとその保護者を支援できる体制の整備を行います。

つきましては、幼稚園・小学校・中学校・養護学校においては、別添1の「札幌市立幼稚園・学校における校内学びの支援委員会設置要綱」及び別添2の「校内学びの支援委員会実施要綱」により、「校内学びの支援委員会」を設け、円滑な運営を行うようお願いいたします。

また、高等学校においては、特別支援教育についての理解を図るとともに、学校の実態に応じた特別支援を推進するようお願いいたします。
なお、このことに伴い、小学校及び中学校に校内（適正）進学指導委員会を設置することとしていた「心身に障害をもつ児童・生徒の適正進学指導の充実について」（昭和50年6月3日付け札幌指第336号教育長通達）は廃止します。

（担当 指導室高等学校・特別支援教育班）

(別添1)

札幌市立幼稚園・学校における校内学びの支援委員会設置要綱

第1条（目的）
特別な教育的支援を必要とする子どもに対する適切かつ効果的・効率的な指導を推進することとを目的として、校内学びの支援委員会を札幌市立の幼稚園、小学校、中学校及び養護学校に設置する。

第2条（機能）
校内学びの支援委員会は、次の機能をもつ。

- (1)特別な教育的支援を必要とする子どもの地域学習を支援する。
- (2)盲・聾・養護学校等で学ぶ子どもの地域学習を支援する。

第3条（業務）
校内学びの支援委員会は、次の業務を所掌する。

- (1)校内の教職員及び保護者や関係機関等との連絡調整を行う。
- (2)教育的支援の在り方について検討する。
- (3)特別支援教育にかかる校内研修を実施する。

第4条（組織）
校内学びの支援委員会は、校務分掌組織に位置付ける。

第5条（構成）
校内学びの支援委員会は、次の者をもって構成する。

- (1)校長（園長）
- (2)特別支援教育コーディネーター
- (3)その他必要な教諭等

第6条（その他）
その他必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月14日から施行する。

(別添2)

「校内学びの支援委員会」実施要領

この実施要領は、「札幌市立幼稚園・学校における校内学びの支援委員会設置要綱」（以下、「設置要綱」という。第6条に基づき、各幼稚園・学校が校内学びの支援委員会を設置し、円滑な運営を行うために必要な事項を定めるものである。）

I 設置に関する事項

「校内学びの支援委員会」は、次の要領により設置する。

1 組織

設置要綱第4条（組織）に関する取り扱いは、以下のとおりとする。

「校内学びの支援委員会は、校務分掌に位置付ける。」とは、校内学びの支援委員会の機能を確保するために必要な業務を遂行できる体制を校務分掌に位置付けることである。なお、学校（園）の実状に応じて、他の分掌組織に委員会の機能を位置付けることができる。

2 構成

設置要綱第5条（構成）に関する取り扱いは、以下のとおりとする。

設置要綱第5条(1)～(3)の構成員の主な役割及び人数

- (1) 校長（園長）
全体統括を行い、必要に応じて委員会を招集する。
- (2) 特別支援教育コーディネーター
委員会業務の推進にかかる企画・立案及び連絡調整を行う。学校の実状に応じて、1名以上の担当者を置く。
- (3) その他必要な教諭等
特別支援教育コーディネーターとともに、委員会業務を推進する。必要に応じて、適切な運営に関する事項
「校内学びの支援委員会」は、次の要領により運営すること。

I 機能

設置要綱第2条（機能）については、以下のとおりとする。

- (1)特別な教育的支援を必要とする子どもの学びを支援する。(以下、「校内支援としての機能」という。)
○特別な教育的支援を必要とする子どもの情報を収集するとともに、教育内容や教育方法の検討等を行う。

- (2)盲・聾・養護学校等で学ぶ子どもの地域学習を支援する。(以下、「地域学習支援としての機能」という。)
○地域に暮らす盲・聾・養護学校等で学ぶ子どもを自分の学校の子どもの子どもとして受け止め、保護者や在籍校との連携のもと、学習活動を支援する。

2 業務

設置要綱第3条（業務）について、以下のとおりとする。

校内支援としての機能に関する業務

- (1)連絡調整
○校内の教職員及び福祉・医療機関等の関係機関や保護者との連絡調整を行う。
- (2)教育的支援の在り方の検討（個別の教育支援計画の作成）
○子どもたちの情報を収集し、実態把握を行う。
- (3)支援の内容・方法、指導形態、指導の場、支援体制等について計画する。
○校内研修の実施
○校内支援を行うために必要な研修を実施する。

地域学習支援としての機能に関する業務

- (1)連絡調整
○盲・聾・養護学校等及び保護者との連絡調整を行う。
- (2)教育的支援の在り方の検討
○地域学習の内容・方法、支援体制等について計画する。
- (3)研修の実施
○地域学習支援を行うために必要な研修を実施する。

札教指第2116号
平成20年(2008年)3月27日

市立高等学校長 様

札幌市教育委員会指導室
指導担当部長 西村 喜憲

札幌市立高等学校における特別支援教育推進体制について (通知)

札幌市では、平成15年3月に「札幌市特別支援教育基本計画」を策定し、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりのニーズに応じて支援を行うことが重要であるとの考え方に基づき、特別支援教育の推進に向けた体制の整備を行っているところです。

これまで、市立高等学校については、平成15年10月14日付け札教指第1227号「札幌市立幼稚園・学校における特別支援教育の推進について」(以下、「平成15年教育長通知」という。)において、特別支援教育についての理解を図るとともに、学校の実態に応じた特別支援を推進するとしておりますが、平成19年の学校教育法の改正により、高等学校においても、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されました。

つきましては、別添の「札幌市立高等学校における特別支援教育推進の具体的取組」に基づき、平成20年度から、全校的な支援体制を確立し、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(担当 指導室 幼稚園・特別支援教育班、高等学校校班)

(別添)

札幌市立高等学校における特別支援教育推進の具体的取組

1 特別支援教育に関する校内委員会の設置

学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある生徒の把握や支援方針の検討等を行うため、各校の既存の校務組織に特別支援教育にかかわる対応を推進できる業務を加えるなどにより、特別支援教育に関する委員会、又は同等の機能をもった委員会等を設置する。

この委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーターの役割を果たす教員、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、対象の生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成する。

2 特別支援教育コーディネーターの指名

学校においては、特別支援教育に関する研修内容の充実に努めるとともに、これまでのカウセンリング推進委員の実質的な役割を踏まえ、特別支援教育コーディネーターの役割を果たす教員を校内組織に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターの役割を果たす教員は、学校における特別支援教育の推進のため、主に、特別支援教育に関する委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

3 特別な支援を必要とする生徒の把握

学校においては、生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする生徒の存在や状態を把握する。また、必要に応じて、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」などを作成し、関係機関と連携を図った、効果的な支援を進める。

※ 特別支援教育に関する委員会、特別支援教育コーディネーターの役割を果たす教員のいずれについても、その名称は問わないが、上記の機能が果たされることについての位置付けを明確にすること。

※ 特別支援教育コーディネーターの役割を果たす教員は、初めてその任についての際に、教育委員会が実施する「札幌市特別支援教育コーディネーター養成研修会」に参加すること。

札幌第 6159 号
札幌支第 3832 号
札幌支第 1648 号
平成 28 年 (2016 年) 3 月 15 日

障害児通所支援事業所 管理者 様
市内保育所 園長 様
市内幼稚園 園長 様
市内認定こども園長・課長 様
市立小学校 校長 様
市立特別支援学校 校長 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
嶋内 明
札幌市子ども未来局子育て支援部長
川原 眞人
札幌市教育委員会学校教育部長
引地 秀美

教育と福祉の連携について

標記の件について、これまで厚生労働省、文部科学省の連名で通知があり、本市におきましても、平成 24 年 6 月 1 日付札幌第 1164 号、札幌推第 698 号及び平成 27 年 4 月 23 日付札幌推第 183 号による各通知において、教育と福祉の連携を推進していただいておりますよう、お願いいたします。

現在、各種福祉サービスの認知の広まり等により、障がい児支援のサービス支給決定児童は著しい増加を見せると共に、障がい児を支援する事業所（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を行う事業所。以下、通所支援事業所という。）は 300 か所を超え、平成 24 年度当初に比較し倍増しております。

つきましては、それぞれの機関が役割を果たしながら、共通認識のもと、支援を行うことが重要であり、より一層緊密な連携を図っていただく必要がありますので、下記の内容にご留意いただき、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 個人情報の取扱について

他の機関へ個人情報を提供（引継）する場合は、保護者の同意が必要です。承諾書等の書面によりあらかじめ確認する等、適切な対応をお願いいたします。

2 進学時の情報共有等について（幼保小連絡会で引継ぎされた児童を除く）

幼稚園や保育所に通わず、通所支援事業所のみ通所し、進学先の学校と情報共有がなされていない児童につきましては、これまで情報交換をする場がなく、事業所での支援内容が学校での支援等に反映しにくい状況にあります。

このことを踏まえ、通所支援事業所におかれましては、保護者の了解を得て、事前に各校（教頭等）に連絡のうえ、できる限り情報提供されますよう、お願いいたします。

なお、通所支援事業所では、基本情報シートのほか、個別支援計画等を作成しているため、各機関における支援の参考となる書類を所持しておりますことを申し添えます。

3 障害児（者）相談支援事業所の利用について

市内に約 70 か所ある障害児相談支援事業所は、通所支援事業所に通所する場合を含め、該当児童に必要な支援（福祉サービス）をプランニングし、「利用計画」を作成するほか、関係機関の支援者会議等をコーディネートする役割が期待されています。

また、担当した児童が成人した場合も、障害者総合支援法に基づくサービス利用計画の作成を担うことができ、長期間にわたり支援に関わることが可能な相談機関です。

通所支援事業と併せ、移動支援（通学支援）等他のサービスを利用したい場合等、相談先のひとつとして、障害児相談支援事業所をご活用ください。

ただし、事業所数が少ないため、相談予約がしにくい場合もございますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

4 日程の都合等で直接の情報交換が難しい場合の取扱い

札幌市では平成 25 年 4 月 1 日付で「サポートファイルさっぽろ」を発行し、保護者が子どもとの記録等を作成・ファイリングするツールとして、その活用を推奨しています。直接の情報交換が難しい場合には、保護者から進捗先へサポートファイルさっぽろを提出していただくよう促す等、特段のご配慮をお願いいたします。

5 その他

(1) 学校等と放課後等デイサービス事業所との具体的な連携方法につきましては、厚生労働省が作成した「放課後等デイサービスガイドライン」本文 13 頁、27 頁、37～38 頁をご参照ください。（学校、放課後等デイサービス事業所以外の機関も、参考のためご参照ください）

厚生労働省ホームページ URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shing12/0000082831.html>

または

検索サイトで「厚生労働省」「放課後等デイサービスガイドライン」と入力して検索

(2) 市内保育所（園）、市内幼稚園、市内認定こども園、市立小学校及び市立特別支援学校の皆様には、障害児通所支援事業及び相談支援事業に係る参考資料を同封いたします。

担当 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

運営指導係長 筒井 康介 電話 211-2938

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課

指導担当係長 小西 敬子 電話 211-2985

札幌市教育委員会学校教育課程担当課

特別支援教育担当係長 山田 浩富 電話 211-3891